

1 奈良県パブリックコメント手続きに基づく意見募集

- ・令和5年2月15日～3月16日の期間で実施。意見等の総数は49件
- ・意見及びそれに対する県教育委員会の考え方は、別添案のとおり。4月上旬に公表予定。

2 奈良県PTA協議会による意見収集

- ・奈良県PTA協議会に依頼し、意見や質問を収集した。意見等の総数は、4,990件
- ・意見だけでなく質問も多く含まれることから、Q & Aを作成し、関連資料ともに、4月上旬に公表予定。

3 主な意見・質問と県教育委員会の考え方等

番号	項目	番号	意見・質問	県教育委員会の考え方	参考(意見の状況等)
I	選抜機会の一本化	①	なぜ一本化するのか	・選抜機会を一本化することで、中学校や高等学校の教育活動に余裕を生み出すことができます。高等学校の教育活動に時間的な余裕を生み出すことは、単に運営側の都合ではなく、入学生にとっても高校の教育活動の充実というメリットがあると考えます。なお、一本化による選抜終了時期の前倒しも可能となります。 ・時期の一本化を図ることで、進路の決定時期が早いことを理由にしていた学校選択がなくなり、より主体的な進路選択につながると考えます。	・普通科とその他の学科で日程や機会が統一されることへの賛成の意見がある一方で、これまでの複数機会がなくなるなどへの反対意見がある。 ・第2希望申告は、一度の試験で2校を希望できるなどという賛成意見がある一方で、志望校を目指しながら第2希望校をかかなくてはならないのは酷ではないかなどという反対意見がある。
		②	受検機会が減るのではないのか	・一本化により受検機会は2回から1回になります。ただし、一本化する共通選抜において第2希望を申告できる制度を設けることで、二次募集を待たずとも、第2希望校の合否を確認することができます。	
		③	第2希望申告においては、第1希望を優先すべきではないのか	・これまでは、特色選抜により、特色ある学科・コースを志望する生徒を、時期的に優先していましたが、時期を優先するのではなく、選抜の機会を複数化することで、これらの生徒の志望に応える選抜にしたいと考えます。	
II	「主体的に学習に取り組む態度」の評価の活用	①	なぜ1, 2年のみこの観点の評価を用いるのか	・調査書の成績の取扱いは、2つの観点から検討しています。一つは、学力検査では測りにくい学習の状況を見取ることです。もう一つは、当日の学力検査だけでなく日頃の学習の状況を見取ることです。前者からは、主体的に学習に取り組む態度の観点の評価を活用すること、後者からは、検査時点の学年での知識及び技能、思考力、判断力、表現力等の観点の評価を活用することが必要となります。この点で、1, 2学年について主体的に学習に取り組む態度の観点、最終学年について全観点を用いることとしています。 ・なお、県教育委員会では、「主体的に学習に取り組む態度」の育成を重視していることから、入学者選抜においてこのことを反映させることとしています。	・1, 2年も5段階評価を用いてはどうかという意見がある。 ・保護者の間に、「主体的に学習に取り組む態度」の評価は、教員間、学校間での統一がなされていない、担当教員の主観が大きく作用しているのではないかなどという懸念がある。
		②	この観点の評価は基準がなく主観的なものになっているのではないのか	・現行の学習評価において、観点3の評価は、観点1及び観点2の評価とともに総括し、それが5段階評価となっていることから、観点別の学習状況の評価を適正に行い、そのことを生徒や保護者の皆さんに御理解いただくことは、入学者選抜の資料として用いるか否かにかかわらず、極めて重要なことです。県教育委員会が示すガイドラインを参考に、評価の意義や方法について、各学校において共通理解を図り、信頼される学習評価を確立してまいります。	
III	1年生の学習成績の取扱い等	①	なぜ、1年生の評価を入れるのか	・生徒の3年間の学習状況を調査書に反映させるために、第1学年の評価を加えることとしています。	・学習は1年からの積み重ねであり3年間見通した評価はよいなど賛成意見がある一方で、中学校に不慣れな1年生の評価が高等学校の入学者選抜に活用されることに不安があることや1年生から入学者選抜を意識させるのはいかなものかなどとする反対意見もある。 ・なお、反対意見の中には、1年生の比重を下げる意見もある。
		②	不登校生徒や障害のある生徒が、より不利となるのではないのか	・現行の入学者選抜においても、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、生徒が中学校に登校したくともできない状況にあることで、参考にできる資料等が乏しく、適切な評価に努めても、5段階評価による評価ができない教科がある生徒」及び「特別支援学級又は特別支援学校に在籍する生徒で、評価を文章で記述するため、5段階評価による評価ができない生徒」については、学習成績を求めない運用を行っており、今回の入学者選抜の改善においても、このことは継続して行います。	
		③	来年度中学校入学生に対して、予告もなく、4月から評価を調査書に用いる取扱いを行うことはいかなものか	・変更について、中学校入学時に確定して確実にお知らせすべく、本年度中に結論を得たいと考えています。	
IV	調査書と学力検査の比率	①	調査書の比率が高くなるのはいかなものか	・調査書と学力検査の比率は、現行と大きな変更とならないよう設定しました。なお、各学校の裁量で、比率の変更を行うことができる制度は継続します。	